

6月議会 健康福祉委員会 わしの議員

6月26日の健康福祉委員会での主なやりとりを紹介します。



旧優生保護法の下の強制不妊手術 被害者の救済につながる対応を

1948年から1996年まで適用された旧優生保護法に基づき、全国で16000件、愛知県では少なくとも255の方に、本人の同意なく強制不妊手術が行われました。

わしの議員は、「このような人権侵害の歴史を繰り返してはいけない。事実を徹底的に究明し、調査の結果など情報を開示し、被害者の救済につながる対応をすべきだ。相談窓口設置も必要だと思うが、県としてはどうお考えか」と質問。県は、「事実を重く受け止めている。速やかに国において救済されるべきものと考え、救済措置等の検討を国に提言する予定。

個人情報を除き可能な限り情報提供に努めたい。相談窓口は現在のところ問い合わせも3件と少なく、設置する予定はないが、相談等があればこころの健康推進室で誠意を持って対応していく」と答弁。

わしの議員は「相談窓口を設けたことを強調してきちんと対応しないと、勇気をもって相談する人はなかなか出てこないと思う。優生保護法の問題は、障害者差別の問題であると同時に女性の権利の問題でもある。改めて日本の優生思想を支えている構造に目を向け、一人ひとりが個人として尊重される社会の実現を目指していくべきだ」と述べました。

放課後等デイサービス事業 報酬改定の改善を

2012年に創設された放課後等デイサービス事業は、4月の法改正で約8割の事業所が報酬の低い区分に分類され、多くの施設が経営悪化と報道されました。

わしの議員は愛知県内の放課後等デイサービス事業所について質問し、本県の事業所は毎年100～200か所増加しているが、法改正で92.5%が低い報酬区分になったこと、利用者の過去の調査結果を使用しての報酬区分が可能したことから、改めて調査をせず判定した市町村があることが明らかになりました。

わしの議員は「障害児の中重度・軽度の判断をするのに、過去の判定結果で良いという国は本当に無責任だ。事業者アンケートは今後の影響として、施設の廃止が20%、人員削減が36%、活動内容の変更が33

%と深刻だ。保護者からは「事業所が減ったりサービス低下は困る」「軽度児は利用制限されるのではないか」と心配の声。事業者からは『障害判定で中重度の子どもが50%以上の事業所は高い報酬区分になるこの制度は、事業者が利用者を選ぶことにつながり差別になるのでやめてほしい』という声もある。県が事業所に出向き実態をつかんで、制度の見直しを国に求め、サービスの充実・職員の待遇改善など県が力を注いでいただきたい」と強く要望しました。

県は、「今回の報酬改定は事業所の運営に影響する。国に対し、報酬改定等の効果を検証し必要に応じて改善を図るよう要望していきたい」と答えました。

………… 健康福祉委員会での103号～106号議案についての議案質疑 ……

条例の一部改正4件について、わしの議員は問い合わせました。4件とも「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う条例改正です。

1件は医療法の改正に伴い、①介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を療養病床の病床数とみなすことを6年間延長する、②療養病床の看護師等の（緩和されている）配置基準を6年間延長するというもの。他の3件は共生型サービス（介護保険、障害福祉

それぞれにおいて高齢者や障害児者が共に利用できるサービス）における3つの事業の人員、設備、運営に関する基準等を定める条例を一部改正するものです。

わしの議員はこの法律改正について、介護保険利用料の3割負担の導入、介護医療院創設による療養病床の水準の引き下げ、65歳の高齢者の介護保険優先の問題の3点を示して、4つの条例改正には「賛同できない」と表明しました。